



## “自助努力”へのスタートを

日本建築学会 会長 斎藤公男

耐震偽装事件が発覚した2年前、私はたまたま建築学会の副会長でした。その後の半年間、学会としての「提言」をまとめるための議論の中で、「建築基本法」の先駆的活動は大きな力に感じられました。「建築の設計と生産のあるべき仕組み」と同時に、法律のあり方をもう一度根本から考え直すまたとないチャンスだ、とも考えられました。

それから1年後、建築学会から発せられた提言の基本認識の第一には、「安全性の担保のためには、品質確保のための“自助努力”が健全に機能し、これを補完する形で“法令規制”が機能することが必要である」と記されています。しかしさらに1年経った今日の現状は、この認識とは全く逆の形で進行しています。国民の信頼回復、偽装再発防止といったガイドラインから策定された社会的要請とはいえ、あまりに早急かつ全体的な影響をもったこの建築基準法の改正は、実に多くの問題を生みつつあります。

相当な混乱や停滞は予想されていましたが、何より心配かつ残念なこと、それは誠実に情熱をもって社会資産としての建築の設計や生産に携わっている人々を巻きこんでいる負の連鎖反応です。日頃付き合っている信頼すべき構造設計者達の、心身共に疲れ切った表情は見るに忍びません。まさに限界状態ではないでしょうか。

構造計算の整合性のみが業務となり、構造設計や構造デザインといった誇り高き世界は私たちから遠のいていくようです。また、ただでさえ少ない、建築学科で構造や生産技術を専攻する学生に対するインセンティブも失われていきます。いずれにしろ、若い人達に届けるべき「建築への責任と誇り」を少しでも早く取り戻さねばなりません。

今後、社会や経済の動向の中で、あるいは構造設計一級建築士の誕生により、建築基準法の見直しや建築確認制度の基本的再検討に対する声が高まってくるのが予想されます。建築学会の中でも社会ニーズ対応推進委員会の特別調査課題として「建築にかかわる社会規範・法規範」や「建築学からみたあるべき構造設計」などがやっと立ち上がりました。自助努力の一環として、建築基本法制定の活動と連携していくことが期待されます。

## 本準備会における活動の概要

### ●緊急アンケート調査—基準法改悪に対する構造士の思い

(2007年8月15日)

建基法準備会は、基準法改正施行は書類の形式を整えるものであり、よい建築の創造にはつながらないとの危機感から日本建築構造技術者協会（JSCA）の建築構造士（無作為で1146名抽出）に対してアンケートを送った。

その項目は、①適判の講習会に参加したか、②演習課題は妥当か、③受講修了書を得られたか、④判定員が計算書を再検査する必要があるか、⑤設計者と判定員の面談の必要性、⑥設計段階での専門家どうしの事前相談（本来のピアチェック）の重要性、⑦その他自由な意見。

アンケートの結果、④の再検査の必要性について、70%以上の構造士が不要と回答。⑤の判定員との面談で設計内容を確認するだけで充分との回答も70%。さらに⑥の本来的なピアチェックが大切という意見は80%を超えた。

また⑦自由意見は、「今回の法改正は建築文化を抹殺する」「技術者を信頼しない性悪説が前提」「役人的発想の制度」「ものづくりの視点に欠けている」と、制度変更を「改悪」ととらえる見方が圧倒的多数を占めた。

またこの制度ではプログラムの答えがすべて正とされ、技術者の判断が盛り込まれにくくなり、技術の進歩が止まる、との意見も。さらに実際に申請を行った設計士からは「話の重心が全体的な安全性よりも、些細な荷重のあるなしなど、細部に流れがち。現状の体制では整形なラーメン以外は判断をどのようにするか怖すぎる」との声も寄せられた。

### ●「混迷する基準法施行 専門家はどうするべきか」

ランチミーティング—福岡（2007年8月31日、福岡大学）  
神田：姉歯事件は、そもそも下請け構造が匿名性や責任の見えない状況をつくっているなかで起きた。専門家が責任を持って判断をできることが大切だとわれわれも声を上げた。し

かし、今回の確認制度の改変は状況をさらに悪化させている。今後、どうすべきかをテーマに話し合いたい。長期的な視野では、国よりも自治体レベルで建築確認の集団規定を取り扱うという方法や、第三者的な評価機関が安全性を透明化し、国民の信頼を得る仕組みが求められるが、未だ先は見えない。

**高山：**（緊急アンケート調査結果の報告）新しい審査制度は、実務設計者のボランティアに依存した制度であり、定着しない、そもそも適判員がいるのか？ 発注者・消費者への周知は設計者任せにするのではなく、国自身も積極的に進めるべき、審査担当者のレベルの差が大き、建築主事のレベルアップが第一、といった意見もあった。アンケート結果は現状を照らし出すものだった。

**鶴飼：**やむなく適判の作業に一度係わった。二度とやりたくない。一日では終わらない。土木、機械、医療、会計士、弁護士、それぞれ専門的な責任を持って仕事をしている。法を犯している者を見つけたら資格停止をすればいい。税務署の監査のように何年かに一度の資格審査で事足りる。なぜ建築だけを対象にこんな制度が運用されるのか。第一に法の下で職業の平等を明らかにしてほしい。第二にこんな低価格で安全性の審査を行うことがおかしい。第三にわれわれ資格を持つ者が適判員を辞退したら、この制度は立ち行かなくなる。永谷：構造技術者が団結しないのは、力学的につりあっていないから。意識の高い人が少ない。

**町田：**あまりにも細かく技術基準を決めすぎ。専門的な知見が介入するところがない状況だ。鉄道では事業者の自己責任による「設計確認」「構造物竣工確認」を行うことで、許可申請の緩和がなされている。

**石山：**法律で基本的なことを決めたら、後の計算法などは技術者が決めればいい。適合しない建物ができてしまったら、保険機関が取り壊し、建て替えの資金を出せばいい。

**瀬尾：**基本法の議論が必要。福岡西方沖地震のPDを被災者にも参加してもらって行ったが、建築業界への不信は根強い。建築業界にこうしようと発信するのが基本法ではないか。

**金田：**〇×をつけるだけの適判はアルバイトでもできる。建築学会などが抗議をしないと、国は耳を貸さない。

## ●シンポジウム 建築と法の役割—仙台

（2007年9月14日、斎藤報恩会館地下ホール）

**司会（西）：**横浜市役所の第一号適判となった物件を実務でやっている。その業務量は大変なもので、非常な負担だ。

**木村：**民間確認機関の一員として出席しているが、今回の改正で業務に時間がかかりすぎ、商売にならない。我々は構造の安全性を審査しているわけではない。法適合性だけをチェックしている。フランスでは良い建築は保健会社の保険料が安い。そういう方向へもっていけないか。

**八ツ賀：**JSCAの東北支部代表。適判委員をしているが、本来の安全な建物を造ることから確認を下ろすことに主眼が移った。法律は複雑になり、理解できない。意匠設計者に言いたい。構造設計には時間がかかる。コストを上げてほしい。

**吉田：**意匠設計者として出席。構造、設備の技術者は直接施主と顔を合わせていない。今回の法改正のよい点は、構造、設備の設計者の表記が義務付けられたこと。これによって施主との接点もできる。工事中の設計変更は必ず出てくる。建築は一品生産。プライドを持って仕事する教育も必要だろう。

**井上：**構造設計事務所を運営している。適判には反対だ。たった一人の偽装者のために大多数の構造設計者がひどい目にあっている。杭の芯ズレ（5～10 cm）の変更確認申請のために予めズレた場合の計算をしておけ、となった。膨大な作業量になったのに報酬は上がらない。このままでは若い人が育たない。報酬アップ、保険制度の整備をぜひ実現してほしい。

**竹川：**「最低基準」を示した建築基準法は屋上屋を重ねた。今回の改正はもはや「最低」ではない。施主の圧力を考えず、建築士だけ罰してもダメ。基本法への転換必要。私見だが確認制度の充実ではなく、品確法の発展を考えるべき。建築家の育成、保険制度の充実も不可欠だ。

**神田：**ゼネコンは基本法の理念には賛成だが、国交省に抗うとしゃべ返しがくるので、積極的に推せないとのことだ。

## ●「新建築確認制度への意見と要望」の提出

（2007年9月30日）

法改正に対する一連の「見直し」行動を経て、建基法準備会は、神田順会長名で衆議院国土交通委員会、国交大臣、国交省住宅局等に意見と要望を提出した。（文責 幹事会）

## 事務局からのお知らせ

### (1) 事務局連絡先

電話：	03-3284-2071	FAX：	03-3284-2072
住所：	〒211-0025 川崎市中原区木月 357		
	建築設計事務所アトリエ 71		
E-mail：	info@kihonho.jp		
URL：	http://www.kihonho.jp		

### (2) 年会費（5000円）のお願い

振込み先：三菱東京UFJ 新宿中央支店  
口座名：建築基本法制定準備会事務局  
口座番号：（普）5699064